

## 障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画について

### ◆県の新たな計画書の内容

#### 1. 計画の趣旨、対象等(前回計画と同じ)

- ・ 障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、工賃水準の向上が引き続き必要。
- ・ 県及び全ての就労継続支援 B 型事業所で工賃向上計画を作成し、工賃向上へ向けた取組を行う。
- ・ 市町村にも協力を求め、官公需の開拓等の支援内容をまとめる。
- ・ 計画期間は、平成 27～29 年度の 3 年間。

#### 2. 旧「工賃向上計画」(平成 24～26 年度)の検証

- ・ 平均工賃月額 H23 : 15,479 円 → H26 : 18,173 円(県の H26 目標月額 18,024 円)
- ・ 県の H26 目標月額を上回った事業所数 H23 : 26 (30.2%) → H26 : 43 (43.4%)
- ・ 県の支援事業を活用した 40 事業所の工賃月額 H26 : 19,057 円

#### 3. 平均工賃の目標設定

- ・ H26 実績月額 18,173 円→H29 県目標月額 19,431 円 (1,258 円、6.9%増)
- ・ 県目標値の設定方法…全ての就労継続支援 B 型事業所で策定された計画の目標値を集計したもの(国指針に基づく)

#### 4. 取組の方向性、推進体制

(方向性) これまでの取組内容は一定の成果を上げており、基本的に継続

(推進体制) 島根県障がい者就労事業振興センター(県委託事業)を通じた支援

- ・ 事業所の経営能力の向上(専門家派遣、セミナー等)
- ・ 受発注の仲介、官公需の開拓、事業所間や行政・支援機関、他産業分野(農業・商工業など)との連携促進等

(県による支援)

- ・ 補助事業による支援(自主商品開発、販路開拓、連携促進等)
- ・ 官公需の開拓・拡大(調達方針の策定、市町村への協力要請含む)